

令和7年度 PMI（経営統合作業）実装支援事業 仕様書

1 目的

企業を巡る環境が急激に変化する中、後継者不在事業者の事業承継の手段として、また企業の成長戦略として、中小企業においてもM&Aの件数が増加している。

一方、M&Aが真に事業承継や企業の成長の手段たり得るためには、M&Aを「成功」に導き、その効果を最大化することが求められるが、そのために必要となる「PMI（経営統合作業）（以下、「PMI」という。）」の重要性の認知や取組への支援は不足している状況である。

本業務では、県内中小企業並びにPMI支援の担い手となる支援機関に対して、PMI実装に向けたセミナーや個別支援を展開していく。これにより、PMIの重要性の周知・啓発、支援体制の構築、取組の実装を後押しすることで、企業におけるM&Aの効果を最大化し、県内経済の持続的な成長を実現することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）までの間

3 業務内容

県内中小企業、中小企業の支援機関におけるPMI実装を支援するため、下記内容により支援プログラム（以下、「プログラム」という。）を実施する。

各プログラムの実施に当たっては、事前に群馬県と協議を行い、具体的な内容を調整すること。

なお、本事業の目的を達成するために効果的な手段がある場合は、下記に掲げる以外に独自の内容の提案を行うことも可能とする。

（１） 共通事項

- ① 参加者の募集や事業の広報等を行う際には、群馬県事業承継ネットワーク構成機関（市町村、商工団体、金融機関、士業団体等）や、その他の賛同企業・団体等と連携し、効果的な手法を用いて行うこと。
- ② 各プログラムにおける参加者の募集、選定については、群馬県と協議の上、適切かつ効果的な方法で実施すること。

（２） PMI実装セミナー

① 対象者イメージ

ア 県内に主たる事業所がある中小企業

イ 県内中小企業の支援機関（市町村、商工団体、金融機関等）

② 実施時期

令和7年9月～12月の間を目安に実施すること。

※実施時期は目安ではあるものの、「PMI実装個別支援」の支援事業者の掘り起こしにつなげるため、可能な限り早期に実施することが望ましい。

③ プログラム内容

ア PMIに関する導入ではなく、実装を目的としたセミナーであること理解の上、プログラム

内容を提案すること。

イ M&A成立前、成立後の各段階で実施すべきPMIの取組の全体像を理解し、その後の実践につながる取組するため、セミナーは複数回（少なくとも3回程度、より多く開催できると望ましい）開催すること。

ウ セミナーに継続参加することでPMIの理解が深まるよう、各回の内容は異なるテーマで企画・開催すること。企画の例は以下のとおり（あくまで例であり、本プロポーザルにおけるセミナーの提案内容を指定するものではない。）。

- ・M&A成立前、成立後など、各プロセスにおいて実行すべきPMIの取組

- ※「中小PMIガイドライン（中小企業庁）」における「プレPMI」「PMI」「ポストPMI」各段階で実施すべきポイントなどを解説。

- ・「経営統合」「業務統合」など、各統合作業で重要なポイント

- ・M&Aの目的に応じたPMIの計画、実行プロセス

エ ウに記載の企画例のほか、セミナー参加者の理解を深めるため、実際にPMIに取り組んだ企業、支援機関による事例発表、トークセッションなどを企画に積極的に取り入れること。

オ セミナーの実施形式は指定しないが、より多くの事業者、支援機関が参加できる形式が望ましい。

（３）PMI実装個別支援

① 対象者イメージ

県内に主たる事業所があり、PMIに取り組んでいる、またはこれから取り組む予定のある中小企業

② 実施時期

契約後、群馬県と協議の上決定する。

③ プログラム内容

ア M&Aの実施（予定を含む）に伴うPMIの実行にあたり支援が必要な企業に対し、企業の支援ニーズに応じた個別支援を行う。

イ 支援メニューとしては、PMI実行計画の策定や具体のPMI実践への支援のほか、PMIの取組の一環としてのM&A戦略の策定等に関する支援など、幅広いメニューに対応できるものとする。

ウ 譲渡企業への支援、譲受企業への支援で内容が異なる場合には、それぞれの支援内容がわかるように記載すること。

エ 支援企業数は少なくとも3者以上とし、本プロポーザルの提案にあたっては、1者あたりの支援費用、内容（支援回数など）がわかる提案内容とすること。また、支援企業の選定方法、支援の流れ（募集選定→支援ニーズ確認→支援実行→完了）についても可能な限り記載すること。

オ 支援を完了したケースごとに報告書を作成し、支援終了後に報告書を群馬県に提出すること。

4 成果物

（１）成果物の様式、記載内容及び提出期限の詳細については、事前に群馬県と協議し承認を受けた上

で決定すること。

- (2) 本業務の履行のために作成された成果物の著作権等は、群馬県に帰属するものとする。
- (3) 成果物は、電子データにより提出する。
- (4) 本業務の成果物及び納入時期については、次のとおりとする。
 - ① 事業の進捗報告 毎月の実績を翌月 15 日まで
 - ② 個別支援報告 「PMI 実装個別支援」を完了したケースごとに支援終了後 15 日以内
 - ③ 事業完了報告書 事業完了後

5 本事業に係る経費

- (1) 本事業は、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用して実施する予定のため、法令、国・群馬県の会計・財務規定等に従った処理を行うこと。
- (2) 受託者は、本事業実施に関する会計関係帳簿類及び証拠書類を整備し、業務終了後 5 年間は保管しておかなければならない。
- (3) 本事業は群馬県の監査対象であるほか、会計検査院による会計実地検査の対象となる。

6 その他

- (1) 受託者は、委託事業の開始に際し実施体制及びスケジュールを群馬県に提示し了承を得ること。
- (2) 受託者は、群馬県と連絡を密にとるとともに、適時進捗状況を報告し、確認を得てから進めること。
- (3) 本事業は、原則、自らすべて適切に実施することとするが、事業の一部を再委託する場合は、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を提案書に記載すること。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏えいし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により群馬県に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うこと。
- (7) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記しているものを除き、すべて契約金額に含めるものとする。
- (8) 委託契約にあたり、契約書及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく群馬県と協議を行うこと。
- (9) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、本仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案を妨げるものではない。